

令和5年度第3回長浜市しょうがい福祉推進協議会 会議録

日 時	令和6年1月23日（火）13:00～14:10
場 所	長浜市役所本庁舎5階 5-A会議室
出席者	<p>出 席：中村座長、林委員、雑賀委員、加藤委員、太田委員、佐野委員、橋本委員、野坂委員（計8名）</p> <p>欠 席：山崎副座長、北川委員、増田委員、下川委員（計4名）</p> <p>傍 聴 者：なし</p> <p>事 務 局：長浜市健康福祉部 横田部長、山口次長 長浜市しょうがい福祉課 真壁、富永、松尾、細川、花澤 発達支援センター 松山</p>
<p>1. 開会あいさつ（健康福祉部 横田部長） *配布資料の確認</p> <p>2. 議事</p> <p>座 長：それでは、議事に入っていきたいと思います。会議の終了時刻は15時を目途としておりますので、皆様よろしくお願ひします。</p> <p>まず、「会議の公開について」、これまで通り、今回も公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>～異議なし～</p> <p>座 長：異議なしと認めます。</p> <p>それでは、本会議については、公開とさせていただきます。（傍聴希望者なし） お手元の次第をご覧ください。次第2「議事」（1）長浜市しょうがい福祉プランの最終案について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>《長浜市しょうがい福祉プランの最終案について》</p> <p>事務局：長浜市しょうがい福祉プランの最終案について 配布資料をもとに説明《内容省略》</p> <p>座 長：ありがとうございました。今の説明について何か委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>委 員：精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しての話になりますが、具体的にどうしていくかが大事です。病院は病院で関係機関と連携して取り組んでいきますが、市としてこの構築に向けて具体的な取組内容はあるのでしょうか。</p> <p>事務局：市の取組としては、自立支援協議会で地域移行に関する作業班の会議を開催し、地域移行を少しずつでも進められるよう検討しています。また、保健所を中心とした精神しょうがい者の支援会議が開催され、地域移行の検討もしています。先日、自立支援協議会と保健所の取組内容を確認し合う会議がありました。なかなか進まない現状はありますが、少しでも地</p>	

域移行の支援が進むようプランで目標を設定し取り組んでまいりたいと思います。

座長：他にいかがでしょうか。

委員：長浜市役所の法定雇用率について、資料3の68ページの表では未達成となっています。今後、雇用率が段階的に引き上げられていくため、改善されるよう取組をお願いしたい。市役所でしょうかがい者雇用の枠は設定されていますか。

事務局：現在、しょうがい者雇用枠の募集を出しています。

委員：1,2人ではなく、7,8人くらい採用しなければ改善されないと思います。また、就労の定着が難しい面もあると思います。

委員：近年、民間企業によるグループホームへの参入がありますが、利用金額が高いです。既存のグループホームに入れず、利用金額の高い新しいグループホームに行かれる方がいると聞いています。料金的には障害年金でまかなえることが基本らしいですが、近くのグループホームに入れない話を聞きます。家賃の補助金が1万円もらえたとしても、金額が高くてまかなえないと思います。こういった状況をどのように把握されていますか。

事務局：所得制限の関係はありますが、グループホームでは1万円の家賃補助を実施しています。アパートを借り受けてグループホームとして運営する新しい形態が増えてきており、そういった形態のグループホームの運営を考えているという事業者からの相談を受けることもあります。その際は障害年金で暮らしている人が多いため、家賃が利用していただくためのネックとなっていることは伝えていきます。

委員：実際に全国のグループホームの整備状況は、必ずしも見守っていれば充実していくものではありません。グループホームを運営している会社が高額な利用料を徴収しているということで指導が入って、運営をやめた事例があります。また、コンサル会社が支援するしょうがい者のグループホーム経営が全国的に広がっているとも聞いています。不適切な運営をする企業が今後出てくるのではないかと思うので、事業者を適切に指導していく必要があります。

事務局：全国的に危惧されている事案ではありますが、今度の報酬改定において、グループホーム等の運営に関して、年1回は行政を含めた関係機関を入れた運営に関しての評価会議をすることが義務付けられるといった情報があります。報酬改定により、グループホームに限らず他の事業形態においても、外部から意見を言える場が設けられるので、適正な運営に向けて意見を言っていけると思います。また、現在、日中支援型のグループホームは、自立支援協議会で年1回の運営に関する評価を行っています。

座長：アパート型グループホームは、アパートごと借りるということですか。

委員：アパートの部屋を借りるものです。

座 長：しょうがい福祉課として留意しておくということですかね。

委 員：長浜はほとんどが新築のグループホームですよ。

事務局：節税対策等を含めたグループホーム経営を提案する際の地域での需要リサーチのため、市役所の窓口に来られた業者がいました。

委 員：経営が成り立たなくなったら急にやめてしまわれる場合もあると思います。

事務局：国でも察知して、そういったことがないように各地域で監視を強めるため、会議の義務付けを行うのではないかと思います。

座 長：地域移行がビジネスチャンスとして捉えられることもあります。ビジネスにすることが悪いわけではないが、注意していく必要があると思います。  
他にご意見等あればいかがでしょうか。

委 員：防災について、昨年、DMAT(ディーマット/災害派遣医療チーム)の方が来られての防災訓練に参加しました。県の派遣体制と市との災害に関する体制整備の話が出ていました。長浜市社会福祉協議会では、災害時にボランティアセンターの設置をしていくわけですが、県と市との話し合いはどうなっていますか。

事務局：災害時の要配慮者支援については、県から各市町へ防災部局を通じて、個別避難計画を策定するように働きかけがあります。しょうがい者に限らず、高齢者や子どもも含めた個別避難計画の作成に取り組んでいます。2年程前からはモデル的にびわ地区を中心に進めています。また、医療的ケアの方も声掛けをして進めています。さらに、水害や土砂災害にリスクのある自治会から個別避難計画を作成するために、社会福祉協議会を通じて自治会に働きかけて進めています。

福祉避難所については入所施設を中心に災害協定を結んでいますが、訓練等を通じて確認していく必要があります。細かく確認していく中で、すぐに動けない部分も出てくることもあります。実際に能登半島地震でDMATに参加された方から話を聞いて、DMAT等との連携をうまく図るために個別避難計画の作成を急ぐ必要があると感じます。

委 員：先ほどの防災訓練は、保健医療調整地方本部が保健所で立ち上がる際の訓練を実施しました。長浜市と米原市での保健医療調整の部分での検討は十分できていない現状はありますが、保健所の地方本部と市の災害対策本部との連絡をどうしていくかを確認し合っています。能登半島地震を受けて、コマンド&コントロールが大切である感じており、市と勉強会を行いながら、防災対策を進めていく必要があると思います。

また、精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムについて、保健所、市町、医療機関等で地域移行を考えていく必要があったが、コロナ禍で進められませんでした。昨年度から話し合いを進められるようになってきました。グループホームの利用金額は高い所もありますが、選択肢は広がったと思います。圏域の精神しょうがい者の課題について、事例を通じ検討していきたいと思います。

委員：災害時の避難の際に、医療的ケアが必要な人は不安を抱えておられます。また、湖北地域では短期入所ができるところがまだまだ少ないので、ぜひ早期に進めてほしいです。

普段感じている部分ですが、介護保険の対象となる65歳以上の方と特定疾患に該当される方は介護保険を利用していただきますが、該当されない方で手帳を持っておられない方が困っておられます。受けられるサービスが限られ、退院され在宅生活で難儀されている方が多いかなと感じます。

事務局：長浜市で医療型短期入所の事業を実施されている事業所はありませんので、令和8年度を目標に開設に向けて、財政支援を含めて働きかけを行ってまいりたいと思います。次年度は、医療型短期入所のモデル事業を行う予定をしております。

先ほどの介護保険等のサービスの対象となられない狭間の方について、対象とならない方を障害福祉サービスに当てはめることは難しいので、早期に相談をかけていただき、障害福祉サービスで受けられる部分は支援していきたいと思います。

座長：その他特になければ、次の議題に進みたいと思います。

それでは(2)「その他」についてですが、委員の皆様または事務局より何かありますか。

事務局：事務局からは特にありません。

座長：なければ議事はこれで終了となります。3. 報告事項に入りたいと思います。障害者差別解消法の改正について、事務局から説明をお願いします。

《障害者差別解消法の改正について》

事務局：障害者差別解消法の改正について 配布資料をもとに説明《内容省略》

座長：ありがとうございました。今の説明について、委員の皆様からご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委員：説明にあったように国が義務化する前に、県ではすでに条例で一般の事業所も義務化となっています。アドボケーターとして、しょうがい者の権利擁護の施策が充実すると良いなと思っています。しかし、ある施設で車いすの人の入浴を断っているところがあり、県や市の指導後もそのままとなっている実情があります。また、スロープは設置されているものの、車いすで上がることが難しい所やグレーチングに車いすの車輪がはまってしまいそうな所もあり利用しにくい実情があります。アドボケーターは、様々な生きづらさを抱える人の課題解決をするという生活に密着した役割があるので、差別のない長浜市になれば良いなと思います。

座長：ありがとうございました。他に意見があればいかがでしょうか。なければ、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

事務局：しょうがい福祉プランについて、今後のスケジュールですが、3月に開催されます市議会で

の報告を経て、4月より新しく計画がスタートします。しょうがい福祉施策を推進するため、より一層取り組んで参りますので、皆様のご協力の程よろしくお願いいたします。  
また、次回の会議は、新年度に入ってから開催を予定しておりますので、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。

座長：ありがとうございます。以上で令和5年度第3回長浜市しょうがい福祉推進協議会の議事を終了します。長時間にわたりご意見等いただきありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

事務局：中村座長ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、健康福祉部長 横田よりごあいさつ申し上げます。

#### 4. 閉会あいさつ（健康福祉部長）

事務局：これで令和5年度第3回長浜市しょうがい福祉推進協議会を閉じます。皆さま、お気をつけてお帰りください。本日はお疲れさまでした。